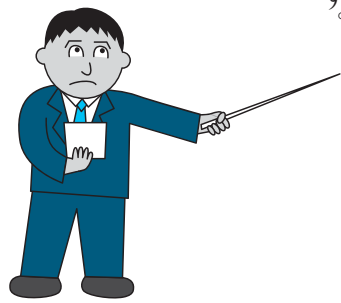


国民健康保険制度の状況や市の取組を理解していただくために「シリーズ国保」を掲載しています。

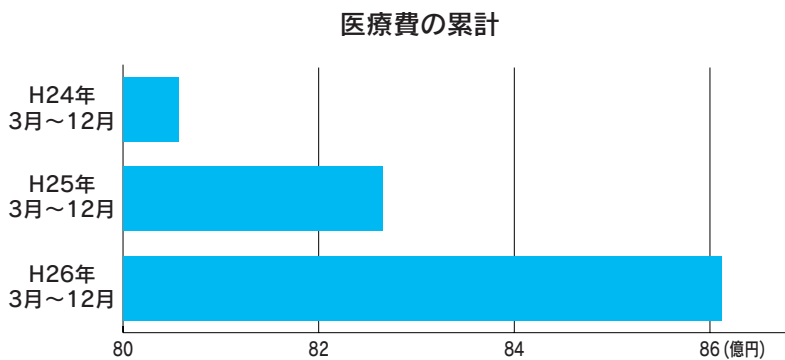
最新の医療費や疾病の状況

国民健康保険に加入している人が、病院の治療などで必要だった費用額を平成24～26年度の同じ期間の10か月と比較してみました。平成24年度では約80億5千万円であったのに対し、平成26年度は約86億1千万円と6.9%（1か月当たり5千6百万円）も伸びています（グラフ①参照）。

これは、被保険者の高齢化等で病気になる人が増える人の割合が増えたことや、医療技術の高度化、生活習慣病やがん患者が増えていることが要因です。



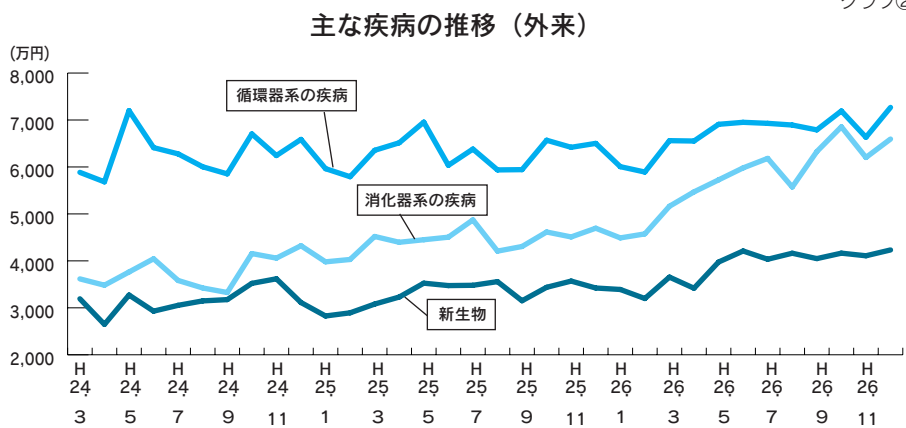
グラフ①



また、グラフ②からわかるように、高血圧や狭心症、脳梗塞など循環器系の疾病、歯周病や胃潰瘍、肝炎など消化器系の疾病、胃がんや大腸がんなど新生物の患者数が増加しており、これらの疾病は、平成26年12月診療分において医療費全体の半分を

占めています。これらの疾病は生活習慣を見直したり、健診検査を受けたりすることで未然に防ぐことが可能であるため、自身の生活習慣を振り返り、年に1度は健診(検査)を受けることが、医療費上昇の抑制につながります。

グラフ②



医療費を支払うための財源として大きな割合を占めているのが保険料です。医療費が伸びる中、景気低迷や消費税増税等による生活への影響も考慮し、過去5年間にわたり保険料率を据え置いたため、赤字が見込まれ、国保財政調整基金(国保の預金)の取崩しが必要な状況です。この基金は、インフルエンザなど流行性の疾病による突発的な医療費の支払いに対応するためのもので、基金が底をつくと、国保運営は立ち行かなくなります。

平成27年度の保険料は

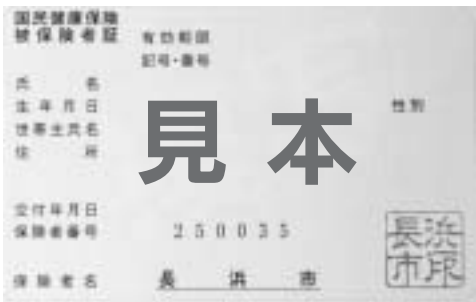
保険料額は、医療費等の総額を推計し、その総額から加入者の皆さんが病院等へ支払う一部負担金と、国や県の補助金等を差し引いて計算します。今年度の保険料率については、6月1日号で詳しくお伝えします。

お互いを支え合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、運営の健全化にご協力をお願いします。

行政 Information 国民健康保険証を送付しました 国保医療課 (065-6512) 北部振興局福祉生活課・各支所

平成27年度の国民健康保険証を簡易書留郵便で3月中に送付しました。留守等で受け取れなかった人は、保険医療課または北部振興局福祉生活課・各支所まで問合せのうえお越しください。

- 【持ち物】
- ①平成26年度の保険証
 - ②来庁者の本人確認ができるもの(免許証、パスポートなど)
- ※別世帯の人が受け取る場合は、世帯主の委任状と②が必要です



ごんごんごんは14日以内に届出を

- 国民健康保険の喪失届出
- 国民健康保険の加入届出
- 国民健康保険の加入届出
- 勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき
- 被扶養者の認定を外れたとき
- 以前の保険の資格を喪失した日から国民健康保険加入となります。

※自動では切り替わりません。

行政 Information 人間ドックの健診費用を助成します 国保医療課 (065-6512) 北部振興局福祉生活課・各支所

疾病の早期発見および健康の保持増進を図るため、人間ドックを受診する人に、費用の一部を助成します。

【対象】

- 次の①から④すべてにあてはまる人
- ①長浜市国民健康保険加入者
- ②平成27年4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
- ③国民健康保険料および市税に滞納がない世帯の人
- ④市の保健指導を受けることに同意する人

【助成内容】

人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施のオプション検診

【助成額】

受診費用の2分の1(100円未満切捨て) 上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円

【対象受診機関】

市立長浜病院、市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCWエルネスひこね健診クリニック

【手続方法】

国民健康保険証を持って、保険医療課または北部振興局福祉生活課・各支所で申請してください。必ず受診前に申請してください。受診後の申請は受付できません。 ※申請には本人の署名が必要です。

【受付期間】

6月30日(火)まで ※予算の都合上、早めに受付を終了する場合あり。

行政 Information 彦根年金事務所からのお知らせ 彦根年金事務所国民年金課 (0749-231114)

平成27年度国民年金保険料は月額15,590円です

国民年金の4月からの保険料額が見直されました。

●口座振替の早割制度(当月未振替)

毎月の保険料を当月未振替にすると、月々50円お得です。

【手続窓口】

保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所、口座振替を希望する金融機関・郵便局

●納付書前納

平成27年度の保険料を納付書で一年分まとめて納付すると、3,320円の割引となり大変お得です。納付期限は4月30日(木)です。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。

※口座振替またはクレジットカードによる、平成27年4月分からの各種前納受付は、2月末で終了しています。

学生納付特例制度について

学生で本人の前年度所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。対象となるのは、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍している20歳以上の人です。

【持ち物】

学生証または在学証明書、印鑑

【手続窓口】 保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所、彦根年金事務所